

一般国道19号瑞浪恵那道路環境影響評価準備書に対する知事意見

< 総括的事項 >

- 1 当該事業の実施にあたり、環境影響評価を行う過程で項目及び手法の選定等に関する事項に新たに事情が生じたときは、必要に応じて選定項目及び選定手法を見直し、追加調査、予測及び評価を行うなど適切に対応すること。
- 2 工事中及び供用後において、事前に予測し得なかった環境問題が生じた場合、または予測等に用いた計画諸元をやむを得ず変更する場合は、速やかに調査等を行い、関係機関と協議のうえ、適切な措置を講ずること。
- 3 工事中及び供用後における環境保全措置を的確に履行するとともに、最新の技術・工法等を積極的に採用し、環境負荷の低減に努めること。
- 4 事業に伴う環境影響について、地域住民に対して十分な説明を行い、環境に関する要望などに配慮して事業を実施するよう努めること。

< 個別的事項 >

【大気質・騒音・振動】

- 5 工事における粉じん、騒音、振動防止対策を講ずること。なお、遮音壁は、工事中の粉じん飛散防止や騒音低減の効果が見込めることから、工事の最初の段階で設置するなど、工程や施工方法についても環境に配慮して工夫すること。

【騒音】

- 6 排水性舗装等の低騒音舗装を積極的に採用し、供用後の自動車走行時の騒音の一層の低減を図ること。
- 7 供用後の自動車走行時の騒音については、地域住民の不安も多くあることを踏まえて、環境保全措置の効果を検証する観点で、供用後のモニタリングとその結果の公表について検討すること。

【水質】

- 8 工事中に発生する濁水は沈砂地等の濁水処理施設で十分に処理すること。また、処理後の水質を確認したうえで河川へ排出し、放流先の河川で著しい工事による影響が生じないように配慮すること。

【地質・文化財】

- 9 事業実施区域では新たな化石産出の可能性が高いことから、所管の教育委員会及び専門家に協議のうえ適切に対応すること。また、化石盗掘防止対策についても十分に配慮すること。

【文化財】

- 10 事業対象区域には指定文化財や埋蔵文化財が存在しており、関係法令等の規定に基づき適切に対応すること。また、万一、工事中に発見された場合には、所管の教育委員会と協議すること。

【文化財・動物】

- 11 国指定天然記念物の「ネコギギ」が生息する河川区域について、現在の河川環境を把握し、事業実施による土石の流入量、水量、水質などの変化を可能な限り小さくするよう配慮すること。

【土壌・地質・廃棄物】

- 12 掘削工事にあたっては、有害物質を含む土壌が存在する可能性に留意すること。また、掘削土壌に有害物質が含まれる場合は、関係法令等の規定に基づき適切に対応すること。

【動物】

- 13 道路法面の緑化により鹿などの動物が誘引されロードキルが生じるおそれがあることから、法面の緑化や防護柵の設置にあたっては十分注意すること。
- 14 鳥類のラインセンサス調査については、それぞれのルートに関して1ヘクタールあたりの密度を算出した結果を評価書に記載すること。

- 15 武並地区はギフチョウの生息地として知られているが、事業実施によりその生息環境が縮小するおそれがあることから、幼虫の食草であるカンアオイ属の移植を適切に実施すること。
- 16 河川の付け替え工事の計画があるが、水生生物への影響のおそれがあることから、専門家と協議したうえで適切に実施すること。

【植物】

- 17 重要種の移植にあたっては、移植先の植生に影響を及ぼす可能性について十分に考慮し、専門家と協議して検討したうえで、適切に実施すること。
- 18 法面緑化にあたっては、使用する植物種によっては周辺の植生環境に影響を及ぼす可能性があることを考慮して、植物種の選定や法面緑化方法を十分に検討したうえで実施すること。
- 19 「岐阜県レッドリスト（植物編）改訂版」が平成25年6月に公表されたことから、新たにリストアップされた種について、工事による影響が出る前に調査したうえで対処すること。

【生態系】

- 20 道路が建設され山側と水田側が分断されることにより、生態系への影響が懸念されることから、生息する動物の特性や周辺環境の状況等を踏まえて適切に道路横断施設を設置するなど動物の移動経路の確保を図ること。また、講じた措置の効果を検証するための事後の調査についても検討をすること。

【景観・日照障害】

- 21 透光性の遮音壁を設置する場合は、経年劣化により性能が低下し、景観及び日照時間に影響を及ぼす可能性を考慮して、材質選定や設置後の維持管理に配慮すること。

【その他】

- 22 1 から 21 の措置について、評価書に記載すること。